

川棚町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、川棚町の全ての機関が発注する物品等の調達に関して適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

- ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 就労継続支援事業所（A型・B型）

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障害者の雇用者数が 5 人以上
- ②障害者の割合が従業員の 20%以上
- ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく住宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4 共同受注窓口の活用

共同受注窓口は、受注内容に応じて複数の障害福祉サービス事業を行う施設に受注業務をあっせん・仲介する窓口である。なお、共同受注窓口を活用するなど、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障害者就労施設からの物品等の調達に準ずるものとする。

5 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

- (1) 各課が調達を円滑に進めることができるよう、住民福祉課社会福祉係は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課に提供するものとする。
各課はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達するものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、分野を限定することなく調達を推進するものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

6 調達の目標

令和 5 年度の調達目標金額は、次のとおりとする。

調達目標金額 500 千円

7 調達実績の公表

調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により速やかに公表するものとする。

8 その他

- (1) 物品等の契約にあたっては、この方針に定めるもののほか、川棚町財務規則の定めるところによる。
- (2) この方針の担当窓口は、住民福祉課社会福祉係とする。